別表第二の三第二号の二ニ(5)中「気体ポンプ」を「真空ポンプ及び気体ポンプ」に改め、同号ニ(5)を同号ニ(10)とし、同号ニ中(4)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9)　液体ポンプ

別表第二の三第二号の二ニ(3)中「の部分品」を「及びその部分品」に改め、同号ニ(3)を同号ニ(4)とし、その次に次のように加える。

(5)　ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品

(6)　液体タービン又は水車の部分品

(7)　ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ニ(2)中「又は」を「及び」に、「の部分品」を「並びにこれらの部分品」に改め、同号ニ(2)を同号ニ(3)とし、同号ニ(1)の次に次のように加える。

(2)　蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ニに次のように加える。

(59)　積層造形用の機械及びその部分品

(60)　半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品

(61)　船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品

別表第二の三第二号の二中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　鉄鋼製品のうち、次に掲げるもの

(1)　鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

(2)　鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

(3)　鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

ニ　アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの

(1)　アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

(2)　アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

別表第二の三第二号の二に次のように加える。

ヲ　三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　西村　康稔

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項第四号、第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十一条の六第一項第四号及び第七項並びに第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「法第六条第六項に規定する」及び「（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）のうち、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けていない者であつて、その者の前月の所得に十二を乗じて得た額（以下「推定年所得額」という。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）及びその者の扶養親族でない児童でその者が同月の末日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第二項の表の第二欄に定める額（第三十一条第七号において「児童扶養手当支給制限所得額」という。）未満であるものが、この号に掲げる資金の貸付けを受けようとしたときから一年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金

第七条第一号中「三百十四万円」を「三百二十六万円」に、「四百七十一万円」を「四百八十九万円」に改め、同条第二号中「百五十七万円」を「百六十三万円」に改め、同条第三号中「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）」を「児童扶養手当等」に改め、同号ニ中「五万千円」を「五万二千五百円」に改め、同条第六号中「十万円」を「十万五千円」に、「三十三万円」を「三十四万円」に改め、同条第八号中「第六号」を「第七号」に、「からニまで」を「からホまで」に改め、同号ただし書中「二百五十二万円」を「二百五十九万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万五千円」を「十万八千円」に改め、同号に次のように加える。

ホ　第三条第七号に規定する期間（次条第一項において「緊急生活安定貸付期間」という。）一月につき、貸付けを受ける者の推定年所得額を児童扶養手当法第九条第一項に規定する受給資格者の前年の所得とみなしたならば同法の規定により支給されることとなる児童扶養手当の額に相当する額

第七条第九号中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条第十号中「第三条第八号」を「第三条第九号」に改め、同条第十一号中「第三条第九号」を「第三条第十号」に改め、同条第十二号中「第三条第十号」を「第三条第十一号」に、「三十万円」を「三十一万円」に改める。